

北自旅一第170号の2
北自旅二第191号の2
北自貨第148号の2
北自自第155号の2
令和 8年10月 1日

公益社団法人北海道トラック協会会長 殿

北海道運輸局 自動車交通部長
(公 印 省 略)

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法
違反行為に対する行政処分基準について」の一部改正について

標記について別添のとおり公示したので、了知されるとともに、貴協会の傘下会
員に対し周知願います。

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について」の一部改正について

平成 15 年 4 月 1 日付け北海道運輸局公示第 1 号「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について」の一部を、下記のとおり改正したので公示する。

なお、本公示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 10 月 1 日

北海道運輸局長 石 塚 智 之

記

別紙新旧対照表の「改正後」欄のとおり改める。

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送
事業法違反行為に対する行政処分基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<u>制定 平成15年 4月 1日</u> 北海道運輸局公示第 1号 <u>改正 令和 8年10月 1日</u> 北海道運輸局公示第39号 公 示 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送 事業法違反行為に対する行政処分基準について 標記について、下記のとおり定めたので、公示する。 平成15年4月1日 北海道運輸局長 影 山 幹 雄 記 1 自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数 （1）道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項、法第43条第1項、貨 物自動車運送事業法第3条、同法第35条第1項又は同法第36条第1項違 反 <u>（初違反）120日</u> <u>（再違反）180日</u> （再々違反）180日 （2）<u>法第78条違反</u> <u>（初違反） 80日</u> <u>（再違反）180日</u> <u>（再々違反）180日</u> <u>（3）法第80条第1項違反</u> <u>（初違反） 40日</u> <u>（再違反） 80日</u> （再々違反）120日 2 軽減措置 特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限2分の1とする ことができる。	北海道運輸局公示第1号 公 示 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送 事業法違反行為に対する行政処分基準について 標記について、下記のとおり定めたので、公示する。 平成15年4月1日 北海道運輸局長 影 山 幹 雄 記 1 自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数 （1）道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項、法第43条第1項、貨 物自動車運送事業法第3条、同法第35条第1項又は同法第36条第1項違 反 （初 犯） 60日 （再違反）120日 （再々違反）180日 （2）<u>法第79条第1項、法第80条第1項又は第2項違反</u> （初 犯） 40日 （再違反） 80日 （再々違反）120日 2 軽減措置 特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限2分の1とする ことができる。

3 自家用自動車の使用禁止処分

自家用自動車の使用を禁止した場合においては、法第81条第2項において準用する法第41条第1項の規定に基づいて、自家用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標）の領置を併せて行うものとする。

（注）再違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に2回以上違反したものをいう。

附 則（令和8年10月1日 北海道運輸局公示第39号）

1. この公示は、令和8年10月1日から施行する。

2. 令和8年9月30日までの違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分を行うものとする。

（注）再違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に2回以上違反したものをいう。

制定 平成15年 4月 1日 北海道運輸局公示第 1号
改正 令和 8年10月 1日 北海道運輸局公示第39号

公 示

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について

標記について、下記のとおり定めたので、公示する。

平成15年4月1日

北海道運輸局長 影 山 幹 雄

記

- 1 自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数
 - (1) 道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項、法第43条第1項、貨物自動車運送事業法第3条、同法第35条第1項又は同法第36条第1項違反
 - （初違反）120日
 - （再違反）180日
 - （再々違反）180日
 - (2) 法第78条違反
 - （初違反） 80日
 - （再違反）180日
 - （再々違反）180日
 - (3) 法第80条違1項違反
 - （初違反） 40日
 - （再違反） 80日
 - （再々違反）120日
- 2 軽減措置

特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限2分の1とすることができる。

3 自家用自動車の使用禁止処分

自家用自動車の使用を禁止した場合には、法第 8 1 条第 2 項において準用する法第 4 1 条第 1 項の規定に基づいて、自家用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標）の領置を併せて行うものとする。

（注）再違反とは、行政処分を受けた日から 3 年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から 3 年以内に同一条項に 2 回以上違反したものをいう。

附 則（令和 8 年 1 0 月 1 日 北海道運輸局公示第 3 9 号）

1. この公示は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
2. 令和 8 年 9 月 3 0 日までの違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分を行うものとする。